

不修印し後々

法人 會

4. 8.
121

七月廿五日付

総同盟古紙館元金内卸帳簿の整理

要旨

一、金内卸帳簿の整理は、格別注意を要する。従って、
 二、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 三、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 四、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 五、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 六、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 七、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 八、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 九、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に
 十、金内卸帳簿の整理は、昭和二十一年七月二十七日迄に

七月廿五日付

金上

財團 局 留